

## 日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 第3回上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案をお出しいただきたいと思っております。1ページになります。

議案第1号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

詳細につきましては3ページをお開きいただきたいと思っております。

平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,701万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,230万2,000円とするものであります。

地方債補正につきましては、別表「第2表 地方債補正」によるものであります。

詳細につきましては、歳入方から、10ページをお開きいただきたいと思っております。

様式が変更しましたので、10ページ、歳入からご説明申し上げます。左、そして右側が説明の欄になっております。

9款地方交付税 1項 1目地方交付税であります。これにつきましては特別交付税の確定分に伴う1億3,168万6,000円を追加補正させていただいております。

それから15款財産収入、これは利子及び配当金というようなことで、地域振興基金の預金利子3万1,000円となっております。

20款村債であります。これは過疎対策事業債というふうなことで、各事業のそれぞれの確定に伴う過疎債の最終申請額に伴う補正というふうなことで470万円の過疎債の減額補正というふうになっております。これはつきましては、繰越明許等の関係もございまして、このような減額というふうなことになっております。

続きまして、次の12ページをお願いいたします。歳出であります。

主なものをみましても財源更正のほとんどでありまして、2款 1項総務管理費であります。財産管理費、これは過疎債に伴う防災行政無線、これは事業費確定と起債の最終調整というふうなことに伴う補正。いわゆる財源更正となっております。6目企画費、これにつきましては、上小阿仁プロジェクトに伴

う財源更正であります。14目減債基金費であります。これは減債基金の積立金を1億2,698万6,000円、新たに基金積立をさせていただいたことでもあります。15目地域振興基金費であります。これにつきましては、預金利子分の積立てをこの項目に積立していただいております。3万1,000円であります。

4款衛生費 1目の水道費であります。これは簡易水道事業の事業費確定に伴う過疎債の財源更正というふうなことになります。

9款消防費であります。2目の常備消防費、これは消防のデジタル無線事業の負担金確定に伴う過疎債の財源更正というふうな内容でございます。

よろしくご審議いただきたいというふうに思います。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

### 議案第1号 採決

○議長（小林信） 議案第1号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

### 日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第6 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 提出議案の方をご覧ください。1ページをお開き願います。

議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

内容については3ページになります。

これは地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日公布され、4月1日から施行されたことに伴う改正であります。

改正内容として、1点目は、法人村民税の法人税割の改正です。内容として

は法人村民税割を 12.3%から 9.7%に引き下げる改正であります。

この改正は平成 26 年 10 月 1 日に施行する。

2 点目は軽自動車税の改正であります。現在の税率を車種によって 2 倍から 1.25 倍引き上げる改正であります。

内容としては、電動付自転車 50 C C 以下を 1,000 円から 2,000 円に。90 C C 以下を 1,200 円から 2,000 円。125 C C 以下を 1,600 円から 2,400 円に。三輪以上 50 C C 以下を 2,500 円から 3,700 円にするものです。

また、軽自動車税については、二輪のもの、これは 125 C C 以上 250 C C 以下のバイクでありますけれども、2,400 円から 3,600 円。三輪のものを 3,100 円から 3,900 円。四輪以上のもので、乗用営業用の 5,500 円から 6,900 円。自家用を 7,200 円から 10,800 円。貨物営業用 3,000 円から 3,800 円。自家用 4,000 円から 5,000 円。あともつぱら雪上を走行するもの、雪上車になります。2,400 円から 3,600 円。あと 2 輪の小型自動車、これは 250 C C 以上の場合、4,000 円から 6,000 円に改正するものであります。

この改正については平成 27 年 4 月 1 日からの施行になります。なお平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けていた自動車は改正前の税率になります。

3 点目は軽自動車税の税率の特例を新たに追加してのものであります。内容としては、初めて車両番号の指定を受けてから 14 年以上経過した軽自動車の税率を引き上げるものです。内容としては既指定自動車の三輪のものが 3,900 円を 4,100 円。4 輪以上のもので乗用営業用が 6,900 円を 8,200 円。自家用が 10,800 円が 12,900 円。貨物軽四輪 3,800 円を 4,500 円。自家用が 5,000 円を 6,000 円とするものであります。

この改正については、平成 28 年 4 月 1 日からの施行になります。

主な改正点は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

## 議案第 2 号 採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

### 日程第7 議案第3号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第7 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 10 ページをお開き願います。

議案第3号 上小阿仁村健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

内容については12 ページになります。これは国民健康保険法施行令等の一部を改正する法律が、平成26年2月19日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う改正であります。

改正内容としては、1点目として国民健康保険税の課税最高限度額を引き上げる改正であります。引き上げの内容は、後期高齢者支援金課税限度額を14万円から16万円。介護納付金課税額を12万円から14万円に改正し、課税最高限度額を77万円から81万円に引き上げる改正であります。

2点目として、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の算定基準額の改正であります。5割軽減については、算定基準額の算定で被保険者数から世帯主を除いておりましたけれども、改正後は被保険者数に、世帯主も含めるという改正であります。それにより、算定基準額が24.5万円引き上がることとなります。

2割軽減については、算定基準の算定で1人当たりの控除額を35万円から45万円に引き上げる改正になります。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

### 議案第3号 採決

○議長（小林信） 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求めます。採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

## 日程第8 議案第4号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第8 議案第4号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 先ほどの議会定例会提出予算関係議案をお出しいただきたいと思います。15ページになります。

議案第4号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,645万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,082万4,000円とするものであります。

詳細につきましては19ページをお開きいただきたいと思います。

最初に地方債補正でありますけれども、第2表であります。これにつきましては、高齢者住宅整備資金貸付事業というふうなことで、申込をとっておったわけですが、申請者がいない関係で、今回の補正で限度額を落とすというふうな内容であります。

次の20ページをお願いします。第3表 債務負担行為補正であります。これにつきましては、戸籍総合システム使用料、例規集電算システム使用料、それからごみ処理運搬委託というふうなことで、24年から29年、もしくは27年までの債務負担行為をとっているわけですが、消費税が26年4月から8%になった関係がございまして、限度額の見直しをここでさせていただいております。

次に歳入の方から説明をさせていただきます。24ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税 1項 1目地方交付税、これは普通交付税見込額で2,800万円を補正させていただいております。

12款使用料及び手数料 1項 2目民生使用料、これは高齢者福祉センター使用料といたしまして、居宅部門の使用料、指定管理を社会福祉協議会への指定管理になりましたので、ここで146万4,000円を減額させていただいております。

14款県支出金 2項 3目衛生費県補助金であります。サテライト運営費であります。これは42万8,000円が減額ということで、これは年次計画で、県の交付金があったわけですが、26年度からなくなったというふうなことがありまして、42万8,000円が減額になります。それから働く女性への支援のためのがん検診推進事業8万9,000円ということで補助金を受けておりま

す。

15 款財産収入 2 項 1 目不動産売払収入であります。素材売払収入といたしまして、木材売払収入、それから分収造林売払収入、これは仏社沢字田の沢の村行造林に架る送電線の支障木補償等に係るもので 129 万 7,000 円の補正であります。

次のページをお開き願います。19 款諸収入であります。4 目雑入でありますけれども、新たに農地中間管理事業費というふうなことで、農地の貸し借りについての受託料 43 万 2,000 円を歳入として見ております。

20 款村債であります。1 項 1 目民生債、先ほど説明させていただいたとおり高齢者住宅整備資金貸付事業債につきまして、申込される方がおらなつた関係で 150 万円を減額しております。

次の 28 ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出であります。給料、職員手当等につきましては、今回の人事異動、昇格等に係るものですので、よろしくお願ひをしたいと思います。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費でありますけれども、行政アドバイザーにつきましては、大屋先生より野外生産試作センター係る無菌播種、種子培養等に係る出勤日数の増加というふうなことでの補正であります。9 節旅費につきましては、特別旅費といたしまして行政報告の中でも説明させていただいたとおり、村長と職員 1 人の海外研修の分をここでみさせていただきます。36 万 9,000 円あります。2 目文書広報費、委託料ですけれども、ネットワーク機器設定業務委託料としまして 23 万 8,000 円あります。これはバイヤオールトラブル防止等のためのものであります。6 目企画費であります。修繕料といたしまして、看板の修繕。国道 285 号線沿いに立っている看板の修繕をさせていただきますということで 29 万 7,000 円あります。23 節償還金利子及び割引料、平成 25 年度の文化芸術創造発信イニシアチブ事業返還金ということで 95 万 9,000 円の支出であります。これは 25 年度の段階で概算金として 1,000 万円をいただいておりますけれども、決算、いわゆる補助対象事業の決算をうった段階での差額の部分を国の方にお返しするというふうなお金であります。10 目コミュニティセンター管理費であります。11 節需用費、修繕料でありますけれども、これはやまふじ温泉におけるペレットボイラーの分 24 万 3,000 円あります。水等が漏水しておりますので修繕をさせていただきますと考えております。13 節委託料。同じくボイラーの清掃、タンク、水質調査というふうなことになります。

次のページ、このページにつきましては、いずれも給与、職員手当、共済費というようなことで、人事異動等に伴う補正となっております。

次の 32 ページ、3 款民生費 1 項 3 目老人福祉費、21 節貸付金でありま

す。これは先ほども説明したとおり高齢者住宅整備資金貸付金の申込がなかった関係での150万円の減額であります。28節の繰出金につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金というふうなことで、これは人件費に伴うものであります。3款 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て会議委員というふうなことで、新たに委員会を設置するというふうなことでの補正であります。報酬と旅費がこれにあたります。2目保育園費、これにつきましては、人事異動に伴う補正となっております。

4款衛生費 1項 6目検診事業推進費であります。需用費、役務費、委託料、いずれも助成支援のためのがん検診に係る補正というふうなことになっております。

次の34ページになります。塵芥処理費に関しましては、人事異動に係るものです。1目の診療所費につきましてはサテライト運営費というふうなことで、歳入のときにも説明したとおり県の事業実施がなくなったというふうなことがあります。ありまして減額をさせていただいております。

農業委員会費につきましては、給与、職員手当、共済費は人事異動に伴うものであります。使用料及び賃借料については、小さいバンのリースの車借上げ料にみかせていただいております。

次のページをお願いいたします。3目農業振興費になります。ここでは農地中間管理事業というふうなことで、新たに設置がされるということで、これに係る事業費をここでみかせていただいております。4目水田農業推進対策費、野外生産試作センター等、造林費につきましてはも人事異動に伴う人件費の増減となります。

次のページをお願いいたします。6款農林水産業費 2項林業費であります。19節負担金補助及び交付金であります。分収林の65万円につきましては、村行造林の送電線支障木の補償費と売払い収入というふうなことです。

7款商工費 2目観光費でありますけれども、ここでは新たに車のリースにかかるリース料、それから冬用のタイヤ等の経費をみかせていただいております。

8款土木費 2項 1目道路維持費であります。道路維持作業員分としまして新たにここで雇用保険等をみかせていただいております。

次の40ページであります。ここで委託料と工事請負費でありますけれども、需用費につきましては村道の舗装、修繕につきましては172万8,000円あります。それから、測量設計委託料につきましては、多々羅十二の沢線の分につきましては124万2,000円。一般質問の中にもありましたけれども、訴訟の関係に伴う委任委託料というふうなことで10万円をみかせていただいております。これにつきましては、旅費、事務費等になります。15節工事請負費であります。

これは村道補修工事というふうなことで、多々羅十二の沢線の 693 万 2,000 円というふうなことになります。

8 款土木費 1 目公園費につきましては、農村公園の女子トイレの分の修繕料 8 万 7,000 円。

10 款教育費 1 目教育委員会費、東北 6 県の研修会費の分としまして、公共交通機関を使用するというふうなことがありまして、今回補正させていただいております。それから新たに評価委員会の委員ということで、委員報酬 3 万円に計上、それから給料、職員手当等については、人事異動に伴うものであります。

次の 42 ページ、43 ページになります。賃金といたしまして運転賃金、これは東北 6 県の研修、スポーツ推進委員等の研究会、特に運転手賃金をみておりましたけれども、公共交通機関を使うというふうなことで 5 万 4,000 円を減額しております。併せて燃料費も減額しております。

10 款教育費 2 項小学校費であります。これは防災学習館活用推進事業というので、有料道路の分、それから修学旅行助成金というふうなことで、小学校 6 年生の青森までの交通費をここでみさせていただきます。

社会教育費の生涯学習センター管理費、修繕でありますけれども、屋根の修繕を今回やらせていただきたいということで予算計上しております。次の 44 ページ、45 ページになります。5 項保健体育費 2 目体育振興費であります。費用弁償、普通旅費、これは東北地区のスポーツ推委員の研修会。山形県米沢市というふうなことで、ここで普通旅費をみさせていただきます。

14 款予備費でありますけれども、調整のために予備費に 2 万 6,000 円を計上させていただきますので、よろしくご審議をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 9 議案第 5 号～日程第 13 議案第 9 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 9 議案第 5 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件から、日程第 13 議案第 9 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（伊藤秀明） 同じく 49 ページをお開きください。

議案第5号です。平成26年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,968万1,000円とするものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。歳入です。

3款 1項 1目一般会計繰入金です。29万7,000円の減額です。

次のページをお開きください。58、59ページです。歳出です。

1款 1項 1目一般管理費、これについては、人件費関係費でございます。

次に63ページをお開きください。

議案第6号 平成26年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,601万1,000円とするものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。歳入です。

3款 1項 1目一般会計繰入金。50万1,000円を繰入れるものです。

次のページをお開きください。72、73ページです。歳出になります。

1款 1項 1目一般管理費50万1,000円を追加するものですが、人件費関係です。

よろしく申し上げます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 77ページをお開きください。

議案第7号 平成26年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

平成26年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,731万5,000円とするものあります。

内容については84ページをご覧ください。歳入です。

7款 1項 4目その他一般会計繰入金です。56万8,000円の増であります。これは人件費分としての増です。

次のページ86、87になります。歳出になります。

56万8,000円の追加補正であります。これも2節、3節とも人事異動による追加補正であります。

よろしく申し上げます。

○議長（小林信） はい、総務課長。

○総務課長（小林悦次） 議会定例会提出議案の方をお出しいただきたいと思います。13 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 8 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、人件分として、平成 26 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 29 万 7,000 円減額し、4,594 万 9,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由であります。地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものであります。

続きまして、次の 14 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 9 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて

平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、職員人件分として、平成 26 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 50 万 1,000 円追加し、2,578 万 9,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由であります。地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 5 号から議案第 9 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 14 議案第 10 号～日程第 15 議案第 11 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 14 議案第 10 号 上小阿仁村子ども・子育て会議条例の制定についてと、日程第 15 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 15 ページをお開き願います。

議案第 10 号 上小阿仁村子ども・子育て会議条例の制定について

上小阿仁村子ども・子育て会議条例を別記のとおり提出する。

提案理由として、子ども・子育て支援法の制定に伴い、上小阿仁村子ども・

子育て会議を設置するため、この条例を提出するものであります。

内容については16ページになります。

第1条 設置についてですけれども、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき上小阿仁村子ども・子育て会議を設置するものであります。第77条第1項の規定では、市町村は条例で定めることにより審議会、その他の合議機関を勤めるものとするということになっておりますので、今回条例を提出するものであります。

第2条 所掌事項としては、子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に定める事務を処理するものとする。内容としましては、特定教育、保育施設、特定保育型保育事業の利用定員を定めようとするときは、この会議の意見を聞かなければならないという項目であります。これに該当するのは保育所、認定こども園。村にはありませんけれども、幼稚園、小規模保育、家庭的保育等になります。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更をするときは、会議の意見を聞かなければならないと規定されており、それらについての審議をする義務があります。

第3条 組織については、子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織することにしております。委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱することとし、子どもの保護者、保育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その地村長が必要と認める者としております。

あと、第4条 委員、ここでは委員の任期等について規定しております。

第5条は、会長及び副会長。第6条は会議について。第7条は庶務について。あと第8条は委任について、それぞれ規定しています。

附則として、この条例は、公布の日から施行することにしております。

次に18ページをお開き願います。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由として、上小阿仁村子ども・子育て会議条例の制定に伴い、委員を委嘱する必要があるため、この条例を提出するものであります。

内容については、次のページになります。第1表の鳥獣被害対策実施隊の次に子ども・子育て会議委員の項目と日額報酬2,500円を追加する改正であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号と議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 16 議案第 12 号～日程第 17 議案第 13 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 16 議案第 12 号 上小阿仁村公園条例の制定についてと、日程第 17 議案第 13 号 沖田面火災復興土地区画整理事業施行規定を定める条例を廃止する条例についての 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（伊藤秀明） 同じく 20 ページをお開きください。

議案第 12 号 上小阿仁村公園条例の制定について。

上小阿仁村公園条例を別記のとおり提出する。

提案理由 上小阿仁村都市計画区域の廃止に伴い、上小阿仁村都市公園を廃止して、新たに上小阿仁村公園条例を制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定よりこの条例を提出する。

内容につきましては、現在、上小阿仁村都市公園条例があるわけですが、これを廃止ししまして、併せまして、上小阿仁村ふるさと公園設置条例、それと上小阿仁村立農村公園設置条例及び上小阿仁村ふれあい広場設置条例を廃止して、この条例を新たに制定するものであります。

内容につきましては、沖田面近隣公園、上小阿仁村ふるさと公園、同じく小沢田農村公園、ふれあい広場を、公園にししまして、指定管理者に委託することができるということで、これは前の全協と 3 月 4 日の第 2 回全協のときにも指定管理の関係でも説明をしているものがございます。

内容については、いまある都市公園を参考にほとんど変りございません。

28 ページをお開きください。

議案第 13 号 沖田面火災復興土地区画整理事業施行規定を定める条例を廃止する条例について。

上小阿仁村沖田面火災復興土地区画整理事業施行規定を定める条例を廃止する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 上小阿仁村都市計画区域の廃止に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この条例を提出する。

これは、去る平成 26 年 3 月 27 日付けで、県の方から都市計画区域を廃止してもいいという同意を得ておりますので、この条例を廃止するものであります。

理由としては、上小阿仁村の人口が 10,000 人になることはないということで

廃止するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号と議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 18 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 18 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文章表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程を全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

15 時 53 分 散会